

大阪府立夕陽丘高等学校・学校食堂営業及び 自動販売機設置事業者募集要項に係る仕様書

1 使用許可物件

使用許可物件の詳細は、「募集要項1使用許可物件」を参照してください。

2 経費の負担

「募集要項3公募条件等(3)必要経費の負担イ光熱水費その他経費の負担内容」に定める、光熱水費その他経費の負担内容は、以下のとおりとします。

自動販売機設置及び移設・増設・撤去に要した工事費等の一切の費用及び、自動販売機の運転に必要な光熱水費は、営業事業者負担とします。

なお、毎月の光熱水費使用料の計算は次の【光熱水費使用料計算式】のとおりとし、大阪府(大阪府教育委員会教育長)が指定する期限までに全額納入してください。

【光熱水費使用料計算式】

子メーターが接続する親メーターにより学校が支払う月額(電力・ガス・水)料金×子メーターの表示する月間使用(電力・ガス・水)量(kW・m³・m³)÷当該親メーターの表示する月間使用(電力・ガス・水)量(kW・m³・m³)

なお、学校が支払う月額料金は、消費税・地方消費税を含みます。また、営業事業者が支払う光熱水費に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

3 使用条件等

- (1) 食堂営業時間は、月曜日から土曜日の8時30分から18時00分までの間で、学校と協議のうえ設定しますが、開校日の昼休憩時間帯の12時15分から13時00分まで間は、特別な事情のない限り必ず営業し、営業時間の延長や日・祝祭日の営業は、別途協議に応じます。また、学校からの要請には極力応えるものとします。

なお、学校の年間行事予定表を事前に渡しますので、営業の参考にしてください。

- (2) 校内へ出入りする従業員に対し、身分証を携行・表示してください。
- (3) 厨房には常勤の火元責任者を配置し、従業員を含め防火管理を徹底してください。
- (4) 学校敷地内は、終日全面禁煙です。従業員に徹底してください。
- (5) 食材・物品類の搬入・搬出等については、学校の指示に従ってください。
- (6) 厨房(附属施設を含む)の現状については、建物の経過年数に伴う壁面・床面等の傷み・汚れがあります。学校は原則、使用許可前後に関わらず、経年による傷み・汚れの修復は行いません。模様替等を行う場合、営業事業者負担で行ってください。
- (7) 厨房設備・什器・備品等は、募集要項「厨房設備等無償貸与物品一覧表」の記載物品を無償貸与します。記載物品については、機能・状態を十分確認してください。学校は使用期間中の耐用を保証するものではありません。

なお、営業に必要な什器・備品等について、「厨房設備等無償貸与物品一覧表」に記載以外の物品は、営業事業者の費用負担で用意してください。また、「厨房設備等無償貸与物品一覧表」に記載物品について、学校の承認を得て貸与物品に代え

て営業事業者の費用負担で什器・備品等の持ち込みが可能ですが、貸与物品は営業事業者の責任により保管・管理してください。

- (8) 自動販売機設置方法は、設置場所・自動販売機毎に指定した外形寸法を超えないものを設置し、日本工業規格自動販売機据付基準(JIS B 562-1996)、自動販売機据付基準(2008年策定版)及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」に従い、原則、床面へのアンカーボルト固定を行ってください。設置の際は、事前に固定方法及び使用する固定金具(アンカーボルトを含む。)について学校の承認を受けてください。

- (9) 販売品目及び提供価格について

【学校食堂】

下記の《メニュー表》に記載している販売品目を原則用意し、提供価格についても次に従うものとします。また、販売品目・提供価格を変更する場合は、事前に学校と協議し、承認を受けてください。

《メニュー表》

販売品目	提供価格(消費税込み)	備考
定食類	430円 以下	定食は、日替わり定食を含めた複数の固定メニューを用意すること。その他は最低限の内容における価格であって、おかずや具などの追加による価格の変動は認めます。
丼類	400円 以下	
カレーライス	300円 以下	
うどん・そば類	200円 以下	
ラーメン類	300円 以下	
からあげ類	130円 以下	
フライドポテト	110円 以下	

※ その他、おにぎり、パン類(総菜パンを含む)及び栄養補助食品を安定的に販売し、調味料(ソース、しょうゆ等)及び湯茶・水の提供を行ってください。

【自動販売機】

ア お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュースのペットボトル、紙パック等の密閉式容器入りの清涼飲料や乳酸菌飲料とし、酒類・タバコの販売は厳に行わないこと。また、アイスクリーム、カップラーメン等の販売については、別途協議に応じます。

イ 販売金額(消費税額込み)は、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

ウ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

販売品目の条件
販売商品は、ペットボトル、紙パック等の密閉式容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュースを含むこと。栄養機能食品(医薬部外品)を含むこと。

- (10) 自動販売機維持管理責任について、次のことを遵守してください。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、営業事業者が行い、常に商品の賞味期限に注意し、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、リース契約等により、自動販売機の所有、設置管理、故障時対応、商品補充、売上代金回収等を他者に委託する場合、自動販売機設置日までに当該他者

との間で委託契約、協定等を締結しなければならないものとします。その場合は、営業事業者決定後、当該委託契約、協定書等の写しを学校に提出してください。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料容器(ペットボトル、紙パック等)の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、営業事業者の責任で適切に回収・処分及びリサイクルをすること。また、設置にあたり使用許可された区域以外に設置した場合、その面積は使用許可面積に算入しないものとします。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情は営業事業者の責任において対応し、自動販売機には故障時等の連絡先を明記すること。

- (11) 売上実績等の報告について、食堂及び自動販売機の設置期間中における、収支実績(仕入値・人件費・光熱水費(電気、ガス、水道)・税・売上額・その他等)を、食堂営業と自動販売機毎(光熱水費は一本化)に、毎年度末に学校へ報告すること。

4 参考データ

(1) 勤務する教職員数等

平成30年5月1日現在	
区分	人数
教職員	70人
生徒	957人

(2) 食堂営業

- ① 利用可能座席数 約192席
- ② 食堂のランニングコスト等の状況

		平成28年度(H28年4月～H29年3月)	
光熱水費(年間) (食堂・自動販売機)	電気	約	358,115円
	水道	約	312,201円
	ガス	約	301,294円

5 その他

- (1) 食堂を利用する生徒、教職員等の意見や要望を聴き、即座に改善反映することのできる利用者にオープンな食堂をめざすため、食堂内への『ご意見箱』の設置や、利用者を対象としたアンケート(年2回程度)の実施などの対策を積極的に講じるものとします。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、使用に関して調整が必要な事項が生じた場合は、学校と協議しなければならないものとします。